

【売上高減少額方式】算定様式（ワクチン・検査パッケージの適用を受けない店舗用）

※大企業・中小企業・個人事業主が選択可能

※ 相違がないことを確認いただき、□にチェック(✓)を入れてください

売上高は消費税及び地方消費税を除いた金額です

売上高にはテイクアウト、デリバリー及び飲食業に合わせて行う物品販売等にかかるものを含みません

(単位: 円)

平成31年、令和2年又は令和3年 いずれかの3月の売上高(A)	-	令和4年3月の売上高	=	売上高減少額
↓				
売上高減少額	÷	31日	×	0.4
				=
				協力金 日額(端数処理前)
↓				
協力金 日額	×	協力日数	=	当該店舗の申請額(★)

「20万円」が上限
(千円未満の端数は千円単位に切上)

※この様式はワクチン・検査パッケージの適用を受けない店舗が使用する算定様式です。

ワクチン・検査パッケージの適用を受ける店舗は【売上高方式】算定様式(ワクチン・検査パッケージの適用を受ける店舗用)を使用してください。

※ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受ける店舗の場合、協力金日額の上限は「20万円」又は「売上高を参照する年の3月の売上高の1日当たりの売上高 × 0.3」のいずれか低い額となります。